

平成 26 年 3 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社大戸屋ホールディングス
代表者名 代 表 取 締 役 会 長 三 森 久 実
(J A S D A Q ・ コード 2 7 0 5)
問合せ先 専務取締役経営企画部長 濱田 寛明
電 話 0 4 2 2 - 2 6 - 2 6 0 0

仮監査役（一時監査業務代行者）との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、当社定款第37条に規定する責任限定契約を仮監査役（一時監査業務代行者）との間で締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 仮監査役（一時監査業務代行者）の氏名
内海雅秀

2. 責任限定契約の締結日
平成 26 年 3 月 3 日

3. 責任限定契約の根拠
定款第 37 条第 2 項
当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

4. 開示理由
上記仮監査役（一時監査業務代行者）は平成 26 年 2 月 13 日、東京地方裁判所の決定を受け就任いたしました。責任限定契約の締結に向けて協議を行い内容等に合意を得られ、契約を締結いたしましたのでお知らせするものです。

以上